

公立大学法人福島県立医科大学利益相反ポリシー

(平成21年3月25日理事長制定)

一部改正 令和3年4月1日

1 背景

公立大学法人福島県立医科大学（以下「本法人」という。）は、医療人の育成、医学、看護学及び保健科学の分野における研究と研究者の育成、保健医療の提供等を通して、県民の保健・医療・福祉の向上に貢献することを使命としており、特に、科学技術が著しい進歩を遂げている現在、研究活動の成果を地域社会に還元することが強く求められている。

こうした中、本法人は、研究成果の地域還元の一手法として、産学官連携活動に積極的に取り組んできた。しかしながら、連携のパートナーとなる本法人と企業等は、一方は、真理の探究を目的とし、人類共有の財産とするための研究成果の公表を原則とし、他方は、利益追求を目的とし、営業上の秘密を競争の源泉の一つとするという点で、その基本的な性格や社会的役割を異にしている。

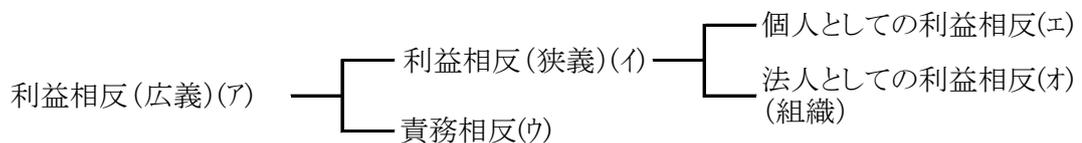
このため、産学官連携活動を進める上で、本法人や役職員が特定の企業等から正当な利益を得る、又は特定の企業等に対し必要な範囲での責務を負うことは当然に想定され、また、妥当なことであるが、このような両者の性格の相違から、本法人や役職員が企業等との関係で有する利益や責務と本法人における責任とが衝突する状況、いわゆる「利益相反」が生じうることになる。

2 目的

利益相反は、本法人や役職員の産学官連携活動に伴い日常的に生じうるが、これに対して適切な対応を怠れば、本法人のインテグリティ（本法人としてのあるべき姿又はそれに対する社会の信頼）を害し、ひいては本法人の教育研究活動を阻害することにもなりかねないことから、本法人として利益相反を適切にマネジメントしていくための基本的な指針として、「公立大学法人福島県立医科大学利益相反ポリシー（以下「ポリシー」という。）」を定める。

3 定義

本ポリシーにおける利益相反の概念を次のように定義する。



ア 広義の利益相反

狭義の利益相反（イ）と責務相反（ウ）の双方を含む概念

イ 狭義の利益相反

役職員又は本法人が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、役職員又は本法人が本来、教育・研究等において果たすべき責任が衝突・相反している状態

ウ 責務相反

役職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、本法人における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態

エ 個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、役職員個人が得る利益と役職員個人が本法人に対して果たすべき責任との相反

オ 法人（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、本法人が得る利益と本法人の社会的責任との相反

なお、狭義の利益相反と責務相反の違いは、どちらも本法人に対して果たすべき責任の遂行との関係で問題となる点は同じであるが、その要因が「企業等から得る利益」である場合には狭義の利益相反、「企業等に対して負う責任（責務）」である場合には責務相反と区別する。

4 基本姿勢

- (1) 本法人及び役職員が、本法人本来の使命である医学、看護学及び保健科学の教育・研究等に関して果たすべき責務を全うすることを担保し、本法人の社会的な信頼を維持・確保するとともに、産学官連携活動の積極的な推進を図る。
- (2) 本法人が推進している産学官連携活動において、利益相反が日常的に発生する可能性があることを組織として認識し、対策を講じる。
- (3) 本法人が役職員個々の産学官連携活動に適切に関与することにより、本法人及び役職員が、その活動に関して社会から疑いを持たれる事態に陥ることを未然に防止する。
- (4) 利益相反に関する社会への説明責任を役職員と本法人が適切に分担することにより、役職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備する。
- (5) 利益相反を適切にマネジメントするため、本法人の社会的な信頼を確保する必要性がより高いと判断したときに一定の措置を行う。なお、この措置は、役職員の産学官連携活動を制限するために行うものではない。

5 対処の考え方

産学官連携活動を推進する上で生ずる利益相反を適切にマネジメントするための基本的な考え方を以下のとおりとする。

- ア 役職員が、本法人における職務よりも、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることを回避する。（狭義の利益相反のうち個人としての利益相反）
- イ 役職員が、時間配分や熱意等の観点から、本法人における職務遂行責任よりも、本法人以外の活動への職務遂行責任を優先させていると客観的に判断されることを回避する。（責務相反）

6 対象者

このポリシーは、本法人の役員及び本法人と雇用関係にある常勤・非常勤の職員に適用する。

7 体制整備

本法人は、このポリシーの目的を達成するため、本法人における利益相反のマネジメントに関する要綱を制定するなど、必要な組織体制の整備に努める。